平成２５年（フ）第１２３７号
福岡市西区生の松原２丁目４番16―307号
債務者　西原　弘展
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　讃岐　真嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３８５号
福岡市博多区上牟田１丁目５－７野瀬ビル１階、住民票上の住所福岡市博多区東那珂３丁目６番51号
債務者　篠倉由美子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　是枝　秀幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５１２号
福岡県宗像市東郷２丁目２番26―405号
債務者　柴田　直樹
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５７０号
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1391番地１イーストヒルズＡ203号
債務者　林田　春美
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城戸美保子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６１３号
愛知県豊田市西岡町星ケ丘１番地レジデンス高岡３棟808号室、住民票上の住所福岡県糸島市志摩井田原1611番地１
債務者　森山　達也
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林田　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８０７号
福岡市博多区三筑２丁目27番11―303号
債務者　毎天屋こと　川越るり子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９４０号
福岡県春日市惣利１丁目18番地アルペンローゼマンション501号
債務者　福岡　健二
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　訓弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０８０号
福岡市南区横手２丁目22番22―103号
債務者　森友　伸和
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　孝俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１１号
福岡県田川郡糸田町1652番地（住民票上の住所）
債務者　田中千絵美
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　休場　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１４４２号
さいたま市桜区大字上大久保585番地２ニューマリッチ小池201
債務者　藤島　武春
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８３号
さいたま市岩槻区西原台２丁目４番10号　エミグランド201号室
債務者　長橋　佑介
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１７号
さいたま市岩槻区日の出町５番６号　カトレア、コーポ203、旧住所さいたま市岩槻区東岩槻３丁目２番地５　ウエスタンハイツ201
債務者　豊田　春雄
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３６５号
佐賀県佐賀市八丁畷町３番１－２号　リバーサイド・アベニュー
債務者　多々良芳彦
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６６号
佐賀県佐賀市八丁畷町３番１－２号　リバーサイド・アベニュー
債務者　多々良恵美
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８５号
岩手県北上市相去町上土井１番地29、旧住所岩手県北上市中野町２丁目24番35号　長栄荘１号
債務者　佐藤　　浩
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１５１９号
埼玉県上尾市須ケ谷１丁目215番地１、旧住所さいたま市大宮区三橋１丁目1146番地２
債務者　鈴木　由佳（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係